環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令

令和８年３月
環境省大臣官房総務課

１．改正の趣旨・内容

公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）の施行に伴い、公益信託については、主務官庁による許可・監督制が廃止され、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）により認可・監督することとされることから、環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止するもの。

２．施行

公益信託に関する法律の施行の日（令和８年４月１日）